

自治会だより

第 111 号
平成 24 年 9 月 25 日
田中町自治会

敬老会を開催しました

9 月 16 日(日)那珂湊公民館で対象者(75 歳以上)83 名中 40 名。役員を含めた 75 歳未満参加者 64 名(うち、子ども会 11 名と育成会 9 名)、来賓の白土市長代理、小林社協会長代理、磯崎県会議長、山田市議を迎えて開催しました。ご協力ありがとうございました。

祝いの会では、恒例のフラダンス、日本舞踊、ものまね、フルート演奏、元気アップ体操、ハーモニカ演奏のほか、新たにカラオケ合唱が行われ、盛会の中、子ども会による敬老者へのメッセージ・プレゼントで幕を閉じました。



小町会の皆さん



フラの会の皆さん



元気アップ体操インストラクターの皆さん

ものまね照沼さんと司会の軍司さん

10 月の行事予定

一部行事の案内お知らせは別に発行します。

10 月 1 日(月) 9:30 から 元気アップ体操

場所 磯良ビル 3 階

参加者 自治会員希望者

10 月 7 日(日) 8:00 受付 市民運動会

場所 湊一小グランド

参加者 自治会員有志、子ども会

10 月 11 日(木) 14:00 から 防災訓練意見交換会

場所 湊公民館大会議室

参加者 自治会長・副会長

10 月 13 日(土)8:00 から湊線はまぎく花壇除草整備

主催 おらが湊鉄道応援団

場所 湊線の小林クリニック近く

参加者 9~12 組・会長・副会長

10 月 15 日(月) 9:30 から 元気アップ体操

場所 磯良ビル 3 階

参加者 自治会員希望者

10 月 18 日(木) 14:30 から 防災講演会

場所 市文化会館小ホール

参加者 自治会会長・副会長

10 月 21 日(日) 8:30 から 名平洞公園除草

場所 名平洞公園 (9 月 23 日の延期分)

参加者 環境美化隊員ほか

10 月 7 日(日)市民運動会について

参加する有志を募集中です。

「ジャンケンリレ
宅急便」「玉入れ」に
参加予定です。

応募ください。

磯前(電話 FAX
又は大越さん(電話
です。

裏面も見てください。

総合防災訓練を実施

8月25日(土)午前9時の訓練用警報と共に、地震と津波の発生を想定した防災訓練を実施しました。参加者は組長さん4名を含む自治会役員8名。自主防災倉庫前に集合後、足を痛めた方一名をリヤカーに乗せ、約30分をかけて那珂湊高校体育館に避難しました。



田中後公園脇



湊高校裏門脇

リヤカーに4人が付いて漸く登れました。また1組の方が防災倉庫に到着するのに約10分必要だったそうです。

来年度以降は参加者の枠を広げて実施する必要があるようです。

元気アップ体操について

4月から7月まで一月一回でしたが、9月から、参加者のご希望により一月二回となりました。

今までの第1月曜日に第3月曜日が加わりました。開始時刻は従来どおり9:30です。

前回9月17日には、疲労物質の蓄積を防ぐリンパ液の循環を促す運動も加わりました。新規参加もOKです。奮ってご参加下さい。



9/3 茨大生3人が指導

名平洞公園除草について

9月23日(日)実施予定でしたが、雨のため10月21日(日)に延期となりました。環境美化隊の皆さん、それ以外の方も「草刈」と「刈った草の運搬・袋詰め」がありますので、どうか体力と時間に余裕を作ってご参加下さい。

ハンセン病療養施設を訪問して

磯前会長が、人権擁護委員の研修として9月6日(木)、東京都東村山市に位置する「国立療養所多磨全生園」を視察してきました。知らない事が多かったので、分かったことをお知らせします。

日本医療行政の後進性の例と思えました。

1. ハンセン病の原因となる「らい菌」の感染力は弱く、免疫機能が十分に発達していない乳幼児期に、大量かつ頻繁に「らい菌」を吸入することにより感染する。⇒治療した医師や看護師に感染者は発生しなかった。⇒現世界の患者発生はインドや中国に偏在している。

2. 現在日本に発生する感染者は1年間に数名程度で、感染しても殆ど発病しない。

3. 治療薬「プロミン」の有効性が米国で昭和18年に判明し、日本でも昭和21年から治療が始まった。現在は3種類の抗生物質を併用して治療し、6ヶ月から数年で治癒する。それでも早期診断・早期治療が重要だ。

4. ハンセン病の初期症状は、①手足などの末梢神経の麻痺、②皮膚の病変であり、早期に適切に治療しないと、③手足などの末梢神経に障害が起き、④汗が出なくなったり、⑤痛い・熱い・冷たいの感覚が無くなり、結果として⑥体の一部が変形する後遺症が残ることがある。

5. 病原菌の「らい菌」は、明治6年ノルウェーの医師ハンセンが発見した。

6. 日本全国のハンセン病療養所は15ヶ所、入所者数は2,289名(H23年5月1日現在)。⇒新入所者は殆ど居ないので入所者は高齢化中。

7. ハンセン病患者を隔離する「らい予防法」が昭和6年に成立した。治療法が確立し韓国や台湾が隔離政策を放棄する中、日本は昭和28年の法改正時に隔離を継続し人権阻害を続けた。違法性を問う裁判結果を入れて、平成8年に隔離排除へ法改正された。